

### 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（33例目）最終報

4月16日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（33例目）について、症状が改善し、退院基準\*を満たしたことから、4月29日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 33	1 年代	50歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	会社員		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月12日	発熱あり	
		4月13日	市内A医療機関を受診	
		4月15日	市内B医療機関を受診。軽度肺炎像あり 尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		4月16日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
4月17日		県内感染症指定医療機関に入院		
	4月21日	県内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所		
	4月29日	県内宿泊療養施設を退所		
6 行動歴	4月12日は自宅で過ごす。 4月13日はマスク着用の上、勤務。通勤は自家用車及びバス。 4月14日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	同居人3人。健康観察を終了。 その他濃厚接触者は健康観察終了			
8 その他	—			

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知  
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。